

仕 様 書

1. 概要

この仕様書は、滋賀県立総合病院（以下、「当院」という。）における患者サービス事業（床頭台およびテレビシステム等の設置・運営事業）について、床頭台等設置運営事業者（以下、「事業者」という。）を選定するにあたっての条件を示したものである。

2. 設置機器

(1) 床頭台等

床頭台、液晶テレビ、冷蔵庫、カードタイマー、簡易保管庫

(2) その他

洗濯機、乾燥機、カード販売機、カード精算機、イヤホン販売機、洗剤販売機

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 15 年 3 月 31 日（84 か月）

4. 床頭台およびテレビシステム等の設置および運営にあたっての基本条件

(1) 事業内容

- ① 病室に設置する床頭台等、洗濯機、乾燥機、カード販売機、カード精算機等の機器の維持管理、運営全般を実施する。
- ② カード売上代金の回収事務を実施し、売上額から払い戻した額を除いた額に対して、提案する納付率を乗じた額を当院に納付する。
当院で過去に実績のあるプリペイドカードの精算にも応じることとし、払い戻した額についても、売上額から除くこととする。

(2) 当院の概要

- ① 所在地：滋賀県守山市守山 5 丁目 4－30
- ② 現在の病床数：16 病棟 635 床
- ③ 診療科：33 科
- ④ 入院患者数：令和 6 年度 141,439 人、令和 5 年度 138,575 人
- ⑤ 外来患者数：令和 6 年度 207,670 人、令和 5 年度 202,282 人

(3) 床頭台等の現況

① 台数（予備機含む）

床頭台（テレビ・簡易保管庫・冷蔵庫）	約 540 台
ランドリー（洗濯機・乾燥機）	洗濯機 13 台・乾燥機 17 台

② プリペイドカード

1 枚	1,000 円
ア テレビ視聴可能時間	1,200 分（1 時間 50 円）
イ 冷蔵庫	1 日（24 時間）100 円

ウ 洗濯機	1 工程あたり 200 円
エ 乾燥機	100 円で 30 分

③ 機器の利用状況

ア 液晶テレビ	2.5 時間程度/1 日/1 台
イ 冷蔵庫	10%程度

④ 1 か月の売上金額

令和 6 年度の平均売上金額（カード売上金額から払戻し金額（残金精算）を除いた金額）
約 2,100,000 円/1 か月

(4) 事業者の費用負担

- ① 備品の設置に関する一切の費用
- ② 備品の維持、保守および修繕に要する費用
- ③ BS 放送受信に必要な経費
- ④ 備品の撤去および処分に要する一切の経費
- ⑤ 日本放送協会（NHK）放送受信料
- ⑥ その他設置および運営に要する経費

(5) 保守管理等

- ① 故障等の報告を受けたときは、速やかに修理等迅速に対応すること。
- ② 床頭台等の清掃や点検は、退院時に下記の内容で行うこと、
また必要に応じて病棟を巡回し実施すること。
 - ・洗浄剤（界面活性剤等）含侵クロスで清拭後、消毒剤（アルコール等）含侵クロスで清拭する。
（含侵クロスまたはそれに準じた効果が得られる環境清拭用クロスを準備し、使用すること。）
 - ・血液・体液等付着部分は、次亜塩素酸ナトリウム（0.1～0.5%）を使用し、付着部分のみの拭き取り消毒を行う。（クロスはディスポーザブル又は適切に処理された布を使用すること。）
 - ・退院清掃時は点検・清掃・消毒が完了したら「点検済」などの掲示を行うこと。
- ③ テレビ等について、使用方法の説明は当院で行うが、説明用の資料等を用意すること。
- ④ すべての業務および備品の構造において、患者等の安全に十分注意すること。
- ⑤ 床頭台等の搬入および搬出時は施設に損傷のないよう注意し、必要な場合は病院内へ掲示を行うこと。
- ⑥ 床頭台等の清掃や点検の結果など、必要と思われる事項の状況を常に記録し、報告を求められた場合には回答できるようにしておくこと。
- ⑦ カード販売機およびカード精算機は、使用に支障のないよう精算金、カードの補充を行うこと。
- ⑧ カード精算機は、当院で販売するカード以外は精算できないようにすること。

(6) 原状復帰義務

賃貸借期間が満了し、賃貸借物件を返還するときは、事業者は、自己の負担において機器の設置箇所を原状に復帰しなければならない。ただし、当院が適当と認めたときは、この限りではない。

(7) 損害賠償義務

事業者は、その責に帰すべき事由により、当院または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(8) 個人情報の保護

事業者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

5. 設置台数

台数は下記のとおりとするが、変更の可能性があることを考慮すること。

(1) 床頭台等

① 床頭台	480 台
② 液晶テレビ (大)	3 台
③ 液晶テレビ	480 台
④ 冷蔵庫 (大)	13 台
冷蔵庫 (床頭台に内蔵)	470 台
⑤ 簡易保管庫 (セフティボックス)	480 台
内訳は「別表 床頭台等設置一覧 (予定)」のとおり	

(2) その他

① 洗濯機	8 台
② 乾燥機	8 台
③ カード販売機	13 台
④ カード精算機	2 台
⑤ イヤホン販売機	9 台
⑥ 洗剤販売機	3 台

6. 設置機器の規格

(1) 床頭台等

以下の仕様を基準とする。代替案を提案する場合は、必要な機能を損なわない範囲で提案すること。詳細仕様は、業者決定後、当院担当者と協議し、決定する。

① 床頭台

- ・新品であること。
- ・テレビ台を兼ね冷蔵庫を内蔵できるものであること。
- ・カードタイマーを内蔵し、テレビ等をプリペイドカード (日額減算) で利用できること。
- ・スライドテーブル付であること。
- ・簡易保管庫を設置すること。
- ・液晶テレビはアームに取付けし、上下左右に角度調整機能付であること。
- ・テレビ配線用開口部があること。
- ・冷蔵庫の発熱がたまらない構造とすること。
- ・タオル掛けを設備されていること。
- ・キャスター付きであり走行性がよりよいものであること。(ストッパー機能付き)
- ・冷蔵庫を内蔵しないものは収納スペースとして扉を取付けること。
- ・収納スペースを十分確保すること。
- ・主要部分の材質は、木製 (ナチュラル木目柄) とし、いわゆるシックハウス症候群の発生原

因のひとつとされるホルムアルデヒド、トルエン、キシレンエチルベンゼン、スチレン等が材料に含まれることにより及ぼす影響が極力少なくなるよう配慮されたものであること。

- ・利用料金は無料とすること。
- ・ベッド周辺で医療行為を行う際に支障とならないものとし、サイズは、概ね W490×H1220×D530 以内であること。
- ・特床室、緩和ケア室（有料）用の床頭台仕様は当院担当者と別途協議のこと。

② カードタイマー

- ・新品であること。
- ・カード残高の表示は残金額表示とすること。（精算額の予知可能）
- ・小型で床頭台に取り付けること。
- ・テレビと床頭台に内蔵の冷蔵庫の使用に伴う日額料金が計算可能であること。
- ・院内案内ビデオ放送時等は、無料（カードなし）で放送視聴が可能であること。

③ 液晶テレビ

- ・新品であること。
- ・多床室および個室は、国内メーカーの液晶テレビ 19 インチ程度を基準とし、カードタイマーによりプリペイドカード（日額減算）で利用できること。
- ・地上デジタル、BS デジタルチューナーを搭載している機種であること。
- ・特床室（3室）については、国内メーカーの液晶テレビ 26 インチ程度を基準とし、視聴は無料とする。また専用テレビ台を備えること。
- ・各液晶テレビはワイヤレスリモコン式とし、他のテレビのリモコン操作によって同調をきたさないようにすること。
- ・イヤホンによる音声聴取が可能であること。
- ・リモコンの紛失、電池切れ等に対応できる体制とすること。
- ・床頭台に設置する液晶テレビについては、画面が見やすくなるようアーム式により角度が上下左右に調節が可能であること。
- ・本体スピーカーからの音量をテレビ機能により制限ができるものであること。
- ・多床室はイヤホン専用とすること。
- ・日本放送協会（NHK）受信料は事業者の負担とすること。

④ 冷蔵庫

- ・新品であること。
- ・液晶テレビと合わせてプリペイドカード（日額減算）での利用とし、カードタイマーで利用料金をカウントできること。
- ・電子式で無騒音、無振動なものであること。（ファンレス）
- ・①の床頭台内に組み込めるもので20リットル程度のものであること。
- ・特床室（3室）および緩和ケア室（有料室10室）については全容量80～100リットル程度の2ドア冷凍冷蔵庫とし、無料で利用可能とする。

⑤ 簡易保管庫（セフティボックス）

- ・新品であること。
- ・財布等の貴重品を収納できる大きさで、床頭台の引き出し等に設置すること。引き出し内に

設置する場合は、その引き出しは抜けない構造とすること。

- ・合鍵を作製しにくいもので、紛失時にマスターキーで開錠できること。
- ・鍵が手首に巻けて紛失しにくく、高齢者にも使いやすいこと。
- ・鍵の紛失・破損があった場合は、設置業者の負担で補充すること。
- ・利用料金は無料とすること。

(2) その他

① カード式洗濯機、乾燥機

- ・新品であること。
- ・テレビおよび冷蔵庫と共通のプリペイドカードで利用できること。
- ・洗濯容量、乾燥容量は 4.5 kg 程度とすること。
- ・本館 11 階、10 階、8 階のランドリーコーナーに設置すること。
- ・洗濯機の上に乾燥機を備えた組み合わせを基本とすること。ただし、乾燥機の位置が高く使いにくい場合は乾燥機のみを設置を検討すること。
- ・設置にあたっては器機配置図、平面図等を提示し当院と協議すること。

② カード販売機

- ・新品であること。
- ・プリペイドカードは 1 枚 1,000 円～2,000 円程度（日額減算）を基本とし、本院のみに使用でき、他施設では使用できないこと。
- ・集計時に販売明細がプリントアウトされ、双方が確認できるものとする。
- ・床への据え置き型で防犯上必要な措置をとること。
- ・設置方法、設置個所は当院と協議すること。

③ カード精算機

- ・新品であること。
- ・10 円単位まで払い戻しができること。
- ・集計時に販売明細がプリントアウトされ、双方が確認できるものとする。
- ・床への据え置き型で防犯上必要な措置をとること。
- ・設置方法、設置個所は当院と協議すること。

④ イヤホン販売機

- ・新品であること。
- ・100 円硬貨で購入できること。（参考：現在 1 個 300 円で販売）
- ・床への据え置き型で防犯上必要な措置をとること。
- ・設置方法、設置個所は当院と協議すること。

⑤ 洗剤販売機

- ・新品であること。
- ・100 円硬貨で購入できること。（参考：現在 1 個 100 円で販売）
- ・床への据え置き型で防犯上必要な措置をとること。
- ・設置方法、設置個所は当院と協議すること。

⑥ 当院案内放送（院内自主放送）設備の運用保守

- ・当院の当院案内放送（院内自主放送）設備を使用し運用すること。

院内自主放送を放映する設備機器は頭出し機能を備え、病室などのテレビでいつでも最初から視聴できること。

- ・テレビの空きチャンネル等を利用して、当院案内番組を放送すること。
- ・当院案内番組は当院担当者と協議し、営業者の負担により制作すること。
- ・番組制作に当たっては当院の意見を十分に取り入れたものとし、当院の求めに応じて内容を修正整備し編集すること。なお設置当初は必要に応じ修正整備すること。
- ・プリペイドカードを使用することなく無料で当院案内番組を視聴することができること。

⑦ 運営について

- ・第三者への業務の全部または一部の下請け、委託は禁止する。

⑧ 利用料金および当院に納付する管理手数料について

- ・利用料金等について、利用状況がきわめて低調な場合、または消費税法および地方税法の改正や経済情勢の変動、その他の事情による設置台数の変更のある場合には、甲乙協議のうえ、利用料金および管理手数料を検討するものとする。

⑨ 院内感染防止について

- ・事業者は常駐スタッフに対し、年1回の定期健康診断とインフルエンザワクチンの接種を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて業務を行うことを厳守すること。万一、常駐スタッフが感染症等に感染した場合は速やかに病院に報告の上、その指示に従い、当該スタッフへの措置および他者に感染が広がることがないように対策を迅速に講じること。

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この業務により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 乙は、この業務を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、当該業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(当該業務に従事する者への周知および監督)

第8 乙は、この業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと。その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第11 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損

等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除および損害賠償）

第12 甲は、乙が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

別表 床頭台等設置一覧(予定)

		一般個室	4人部屋	無菌室	特別室	緩和ケア有償個室	緩和ケア無償個室	ICU	HCU	合計
仕様	パターン	1	1	1	3	2	1	1	1	
	費用	カード式	カード式	カード式	無料	カード式	カード式	無料	カード式	
	テレビ	有	有	有	固定(大)	有	有	有	有	
	冷蔵庫	有	有	有	固定(大)	固定(大)	有	有	有	
	その他					下が棚になっている				
9B病棟		8	32							40
8B病棟		6	28	8						42
7B病棟		14	36		1					51
6B病棟		16	36							52
5B病棟		14	36		1					51
HCU									16	16
小計		58	168	8	2	0	0	0	16	252
10A病棟						10	10			20
9A病棟		10	40		1					51
8A病棟		12	40							52
6A病棟		12	40							52
5A病棟		12	40							52
ICU								4		4
小計		46	160	0	1	10	10	4		231
合計		104	328	8	3	10	10	4	16	483

		床頭台	テレビ	テレビ(固定)	冷蔵庫	冷蔵庫(別途)	備 考
パターン1	通常タイプ床頭台	470台	○		○		床頭台の下部に冷蔵庫内蔵
パターン2	緩和ケア床頭台(有償個室用)	10台	○			○	冷蔵庫無し、冷蔵庫のスペースが扉付きの棚
パターン3	特別室 3室	0台		○		○	
合計		480台	480台	3台	470台	13台	